

## 評議員及び役員の報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東部保育園（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

### (報酬の支給)

第3条 報酬は、役員が東部保育園に出勤し、その職務に従事した場合に支給するものとする。

- 2 支給する単位は、1日（8時間）及び半日（4時間）を単位とし、職務に従事した時間が半日（4時間）未満の場合には、支給しない。
- 3 評議員の報酬は、無報酬とする。

### (報酬の額)

第4条 報酬の額は、1日16,000円、半日8,000円とする。

- 2 報酬の各年度の総額は、200万円とする。

### (報酬の支払い方法)

第5条 報酬は、毎月1日からその月の末日までの実績により算出し、翌月末までに金融機関の口座に振込するものとする。

### (公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

### (委任)

第8条 この規程の実施について、必要な事項は理事長が別に定める。

### 附則

- 1 この規程は平成29年6月19日（定時評議員会の議決日）から施行する。
- 2 この規程は令和3年6月8日から施行する。